

所沢市告示第482号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定する。

平成27年9月3日

所沢市長 藤本 正人

1 要措置区域として指定する区域

別図のとおり（所沢市大字下富字柳野1303番5）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

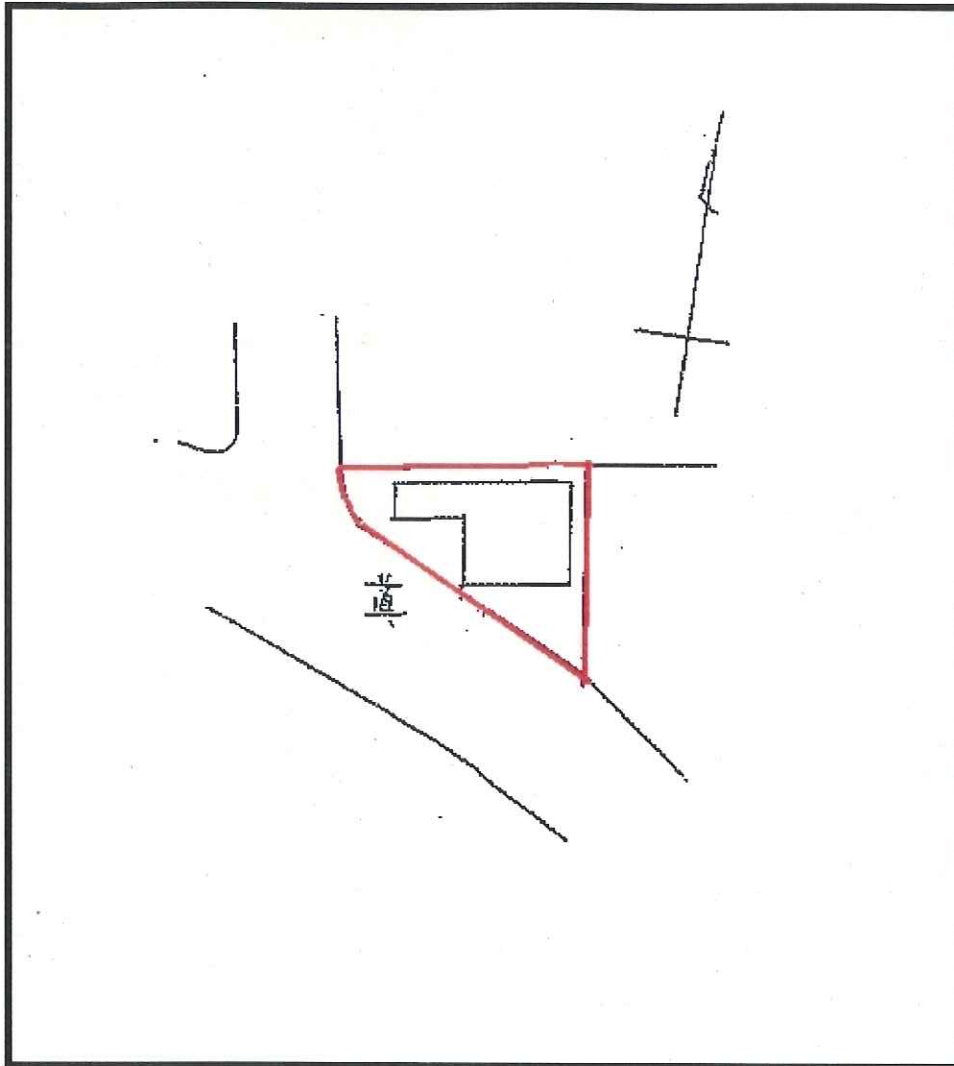
テトラクロロエチレン

3 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別図

所沢市下富1303番5 (86.87 m<sup>2</sup>)



赤線枠内:要措置区域